

函 財 税

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日

議 員 各 位

財 務 部 長

資料の提出について

このことについて、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」および「半島振興法の一部を改正する法律」が 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、同日付けにて函館市税条例および函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の関係規定を整備する必要がありますので、「函館市税条例の一部を改正する条例」および「函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして専決処分をさせていただきます、それぞれ 4 月 1 日および公布の日から施行いたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子
- 2 函館市税条例の新旧対照表
- 3 函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の骨子

4 函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の新旧対照表

(財務部税務室)

函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い，軽自動車税の種別割の税率に係る二輪車の車両区分を改め，軽自動車税の種別割の減免申請書の記載事項に関する規定を整備し，および大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に関する規定の整備等をするため

2 改正内容

(1) 軽自動車税（第65条，第69条）

ア 軽自動車税種別割の税率区分を新設する。

- ・ 二輪のもので，総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

イ 軽自動車税の種別割の減免申請書の記載事項に関する規定の整備

(2) 固定資産税（附則第8条の4）

大規模の修繕等が行われたマンションについて，マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があれば，区分所有者からの固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても，当該減額措置を適用できることとする。

(3) 規定の整備（附則第8条の3）

3 施行期日 令和7年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (新設) ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>または</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第69条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日（前項第3号に係るものにあつては、納期限）までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量または定格出力 (6)～(8) (略) 附 則	(種別割の税率) 第65条 (略) (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウおよびオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>または</u>定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>または</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第69条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量または定格出力（<u>第65条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力</u>） (6)～(8) (略) 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の3 (略) 2～20 (略) 21 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 22・23 (略) (新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告) 第8条の4 (略) 2～8 (略) (新設) 9・10 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の3 (略) 2～20 (略) 21 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 22・23 (略) (新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告) 第8条の4 (略) 2～8 (略) 9 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 10・11 (略)
---	--

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

旧函館市認定半島産業振興促進計画区域に、製造の事業等の用に供する施設等を令和５年３月３１日以前に新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについて、半島振興法の一部改正に伴い、当該施設等に対する固定資産税の課税の特例の適用期限を２年間延長することとするため。

2 改正内容

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「半島条例」という。）は令和５年３月３１日に廃止していたが、半島条例の廃止に際し、令和５年３月３１日までに取得した一定の固定資産については経過措置が設けられており、半島振興法が令和７年４月１日に失効することとされていることにより、半島条例についても同様に失効する旨を規定していた。

そのため、本来の制度においては当該資産に課されるべき最初の年度以後３年度間において特例措置が適用されるところ、令和４年１月２日から令和５年３月３１日までに取得した固定資産については、３年度間の特例措置を適用できない事態が生じていた。

第２１７回国会に提出された「半島振興法の一部を改正する法律」により半島振興法が改正され、半島振興法の失効期限が令和１７年４月１日まで延長されたことから、前述の令和４年１月２日から令和５年３月３１日までに取得した固定資産が３年度間の特例措置の適用が可能となる限度で半島条例の失効期限の延長を行い、令和９年４月１日に失効することとする改正を行う。

3 施行期日 公布の日

**函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例
に関する条例を廃止する条例附則第２項の規定によりなおその効力を有
するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計
画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案
附 則 １ この条例は、公布の日から施行する。 ２ この条例は、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。	附 則 １ （略） ２ この条例は、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。